高知市認知症カフェ整備費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年8月1日

高知市長 岡 﨑 誠 也

高知市認知症カフェ整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第6号の規定に基づき、認知症である者及びその家族、地域住民、専門職等が地域で集うことができる認知症カフェの整備を推進するため、当該整備を行う者に対して高知市認知症カフェ整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、補助金等の交付に関する条例(昭和29年条例第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「認知症カフェ」とは、認知症である者及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが 集うことができる地域に開かれた場であって次の各号のいずれかの取組を実施するものをいう。
 - (1) 認知症に関する啓発
 - (2) 認知症である者及びその家族が集う場の提供
 - (3) 認知症である者及びその家族が同じ立場にある者を支援し、仲間づくりを行う場の提供 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、高知市内において、認知症カフェを整備する者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28 号。以下「規則」という。)第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。 (補助対象事業)
- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件を満たす認知症 カフェを整備する事業とする。
 - (1) 高知市内において、月1回以上定期的に開催されること。
 - (2) 1回当たりの開催時間が2時間以上であること。
 - (3) 開催に当たって、地域への周知を行っていること。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が行う補助対象事業 に要する経費のうち次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 設備整備費 認知症カフェの開催に係る備品購入費及び消耗品費
 - (2) 広報費 認知症カフェの周知に係る印刷製本費,広告費及び消耗品費 (補助金額)
- 第6条 補助金額は、補助対象経費の額又は5万円のいずれか少ない方の額を限度として、予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業を実施する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 2 補助対象者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(第5条の補助対象経費 に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係 る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費 税の税率を乗じて得た額を加えた金額をいう。以下同じ。)があるときは、これを減額して申請しなければな らない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。 (補助金の交付決定)

- 第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、 適当と認めたときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めたときは所定の補助金交 付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。 (交付申請の取下げ)
- 第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。 (変更承認等)
- 第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内で減額するものについては、この限りでない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業 変更等承認(否認)通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(事業の完了及び実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日までに補助事業を完了し、かつ、 当該事業により整備した認知症カフェを開催しなければならない。ただし、特別な事情があると市長が認める 場合は、この限りでない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該事業の完 了後最初に認知症カフェを開催した日から起算して30日を経過する日又は当該事業が完了した日の属する年度 の3月15日のいずれか早い方の日(前項ただし書の規定に該当する場合にあっては、市長が別に定める日)ま でに、実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。
- 3 第7条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項の報告に当たって当該補助金に係る 消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 (補助金額の確定)
- 第12条 市長は、前条第2項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

- 第13条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第6号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付する ものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り 消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
 - (4) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。
 - (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令

に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第15条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消 しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 第7条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第11条第2項の報告の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(同条第3項の規定により減額して報告した場合は、減額した金額を超える金額)を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(維持管理)

第16条 補助事業者は、補助事業により整備した資機材等については、自己の費用をもってこれを適正に維持し、 及び管理しなければならない。

(財産処分の制限等)

- 第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)内において、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 2 補助事業者が前項の市長の承認を受けて財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄したことにより収入があったときは、市長は、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。 (調査等)

第18条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出 若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する 年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないも のに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市認知症カフェ整備費補助金交付要綱の規定に基づく様式は、この要綱による 改正後の高知市認知症カフェ整備費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正し て使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月6日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

(経過措置)

	4 bo 2	
2 この要綱による改正前の高知市認知症カフェ整備費補助金交付要綱の規定に基づく樹 改正後の高知市認知症カフェ整備費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、 て使用することができる。		

高知市長様

所在地 申請者 名 称 代表者 (職・氏名)

補助金交付申請書

高知市認知症カフェ整備費補助金の交付を受けたいので、高知市認知症カフェ整備費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。また、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

記

1 補助金交付申請額

金

円

2 事業費内訳

補助対象事業費総額	補助対象経費	補助金
円	円	円

3 事業完了予定年月日

年 月 日

4 実施する取組(認知症カフェの整備に併せて実施する取組を1つ以上選択すること。)

取組内容		実施する取組に○を記入
(1) 認知症に関する啓発		
(2) 認知症である者及びその家族が集う場の提供		
(3) 認知症である者及びその家族が同じ立場にある者を支援し、	仲間づくりを	
行う場の提供		

5 実施計画

(1) 認知症カフェの実施内容

名称	
実施予定場所	高知市
実施予定時期	年 月 日から 毎月 回の開催 毎週 回の開催
実施内容	(1) 認知症カフェの設備の整備等(2) 広報活動

(2) 費用内訳

	費用内訳	単価	数量	金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
	合計金額			

6 添付書類

費用内訳の根拠となる書類(見積書の写し等)

高知市指令 第 号

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました高知市認知症カフェ整備費補助金については、高知市認知症カフェ整備費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知市長

記

- 1 補助金交付決定金額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) この補助金は、この通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。
 - (2) 高知市認知症カフェ整備費補助金交付要綱を遵守すること。
 - (3) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者を契約の相手方とする等,当該者を利することとなる行為をしてはならない。
 - (4) この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
 - (5) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

担当部署名 担当者名 連絡先

高知市長様

所在地 申請者 名 称 代表者 (職・氏名)

補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け 高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市認知症カフェ整備費補助金について、下記のとおり事業内容の変更・中止・廃止をしたいので、高知市認知症カフェ整備費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、変更等の承認を申請します。

記

- 1 変更等の理由
- 2 変更等の内容
- 3 補助金変更等申請額 金 円

高知市長様

所在地 報告者 名 称 代表者 (職・氏名)

実績報告書

年 月 日付け 高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市認知症カフェ整備費補助金について、補助事業が完了したので、高知市認知症カフェ整備費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定金額 金 円
- 2 実績額 金 円

3 事業費内訳

補助対象事業費総額	補助対象経費	実績額
円	円	円

4 事業完了年月日 年 月 日

5 補助事業完了後最初の認知症カフェ開催日 年 月 日

- 6 添付書類
 - (1) 事業成果報告書
 - (2) 補助対象経費に係る領収証書の写し及び購入した物品等の写真
 - (3) 広報等に係るチラシ又はパンフレット

高知市指令 第 号

様

補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました高知市認知症カフェ整備費補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、高知市認知症カフェ整備費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

高知市長

記

担当部署名 担当者名 連絡先

高知市長様

所在地 請求者 名 称 代表者(職・氏名)

補助金交付請求書

年 月 日付け 高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市認知症カフェ整備費補助金について、高知市認知症カフェ整備費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記